

## 注射用カリウム製剤の高濃度での使用

【医療の内容】 注射用カリウム製剤の適応外使用による重症低カリウム血症の補正

【承認者】 高知県立幡多けんみん病院 倫理委員会

【対象者】 重篤な低カリウム血症を呈している患者さん

【対象期間】 承認後から永続的に使用

### 【目的・概要】

低カリウム血症の補正においては、重篤な場合や内服が困難な場合に、注射用製剤が使用されます。注射用カリウム製剤は添付文書上、40mEq/L 以下に希釈し、20mEq/時間を超えない速度で投与し、1 日投与量が 100mEq を超えないことと規定されています。しかし、重篤な低カリウム血症を呈する患者さんにおいて、添付文書の規定を逸脱して使用する場合があります。当院では、場所および使用条件を決めて適応外使用することを認めています。

<場所>集中治療室(HCU)

<使用条件>

- ・濃度：400mEq/L 以下（中心静脈投与）、100mEq/L 以下（末梢静脈投与）
- ・速度：20mEq/時間以下
- ・1 日投与量：400mEq/日 以下

### 【医療行為に伴う危険性】

高濃度の注射用カリウム製剤の投与により、予想以上に血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心停止を起こすことがあるため、必ず輸液ポンプ等で精密持続点滴を行い、原則として患者に心電図モニターを装着し、定期的に血清カリウム値のモニタリングを行います。また、異常が認められた場合は速やかに減量もしくは中止し、適切に対処します。

### 【本診療の任意性と撤回の自由について】

この診療行為へのご協力は、患者さん自身の自由意思に基づくものです。ご不明な点やご心配な点がございましたら、ご遠慮なく下記の連絡先までお問い合わせください。この診療行為を希望されない場合も、診療において、不利益を被ることのないように努めます。

### 【お問い合わせ等の連絡先】

高知県立幡多けんみん病院 各診療科医師 TEL 0 8 8 0 - 6 6 - 2 2 2 2（代表）